

# 令和2年度 事業計画

令和2年度は、「第2期中期経営改善計画（平成28年度～令和2年度）」の最終年度であり、これまでの4年間の成果や課題を踏まえて、各事業における目標達成に取り組む。

重要な経営改善事項である分収造林契約の変更等については、分収割合の変更および契約期間の延長に重点的に取り組んでいく。

森林整備については、保育作業等により引き続き適切な森林の管理に努める。

木材の生産および販売については、「第2期中期経営改善計画」の単年度計画には及ばないが、伐採事業のこれまでの経験と実績を活かし、さらに効率的な生産に取り組むとともに、有利な販売先の確保や木材輸送の効率化などを進めることにより収益の確保を図り、「第2期中期経営改善計画」の目標達成に努める。

「中期経営改善計画」の進行管理については、引き続き、外部有識者による経営評価委員会の意見を踏まえ、前年度の事業実施状況について自己評価を実施し、その評価結果を踏まえて、事業内容や実施方法の改善等を行う。

これらの取組により、健全な経営の確保を図り、琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくりに取り組んでいく。

## 1. 森林整備

### ①分収造林事業

森林の持つ水源涵養をはじめとした公益的機能の持続的発揮を図るため、補助制度を最大限に活用しつつ、森林の適切な保育管理に努める。

特に、深刻化する獣害被害に対応するため、病害虫獣防除事業を優先的に実施する。

事業別		数量	備考
保育事業	間伐	85 ha	うち利用間伐 60ha
	枝打	50 ha	
	病害虫獣防除	230 ha	クマ、シカの獣害対策
	事業地林分調査	一式	
	計	365 ha	
施設事業	Ⅱ作業道開設	7,500 m	幅員2.5m
	Ⅱ作業道補修	800 m	幅員2.5m
	計	8,300 m	

### ②利用間伐の推進

森林資源の活用のため利用間伐を実施する。

数量	材積	販売収入
60 ha	1,800 m <sup>3</sup>	9,000 千円

## 2. 木材の生産および販売

### ①木材の生産

次の伐採事業地のとおり実施する。

実施にあたっては、地形条件等にあった効率的な集材方法の採用や周辺森林との連携による施業集約化等により生産性の向上を図るとともに需要に応じた造材、仕分けの徹底を図る。

#### 【伐採事業地】

No	事業地名	市町名	伐採面積	木材生産量	伐採収益
1	羽栗（中尾谷）	大津	54 ha	9.6 千m <sup>3</sup>	35 百万円
2	途中（花折）	〃			
3	鹿ヶ瀬（小白谷）	高島			
4	野口（八代）	〃			
5	麻生（横谷）	〃			
6	地子原（木の本谷）	〃			
7	麻生（ヨスケ谷）	〃			
8	杠葉尾（仙香）	東近江			
9	四手（岡頭）	多賀			
10	畑（東側1）	甲賀			
11	神山（焼地藏）	〃			
12	黄瀬（角子1）	〃			
13	塩野（奥山）	〃			
14	杉山（東南）	〃			
15	畑（東側2）	〃			
16	小川（滝谷）	〃			
17	勅旨（石川谷）	〃			

### ②木材の販売

- ・ 年間を通じて安定的な木材生産が可能な強みを活かし、木材流通センターと連携した価格交渉によって、より有利な販売先の確保に努める。
- ・ 滋賀県や市町と連携し木材の利用促進を図り、公共施設の木造化・木質化等に向けて積極的な木材供給を行う。輸出については、引き続き輸出事業者との調整に努める。
- ・ 適正な木材の造材・仕分けにより需要に応じた木材販売に努め、中間土場（山土場）の確保による販売先への直送により物流コストの縮減を図り、一層の伐採収益の向上に努める。また、林地残材等の更なる販売に向け事業者等との交渉を進める。
- ・ 林業事業体等が計画的に参画できるよう木材生産情報等を早期に提供する。

### 3. 財務状況の改善

#### ①分収造林契約の変更・解約

分収割合の変更および契約期間の延長に係る分収造林契約の変更について、すべての契約者から同意が得られるよう取り組む。特に伐採時期および契約期限が迫っている事業地ならびに契約更改に多くの関係者の同意を必要とする財産区等の大口事業地について集中的に交渉を進める。

不採算林の解約については、将来にわたって明らかに採算が見込まれない森林について契約の解約を進める。

区 分	令和2年度末目標値（面積ベース）
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更	100 %
不採算林に係る分収造林契約の解約	70 %
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更	100 %

#### ②森林資源の新たな活用

滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証については、1回目の伐採が終了した事業地を対象に滋賀県に認証申請を行い、公社林の貢献度を明示する。また、J-クレジット制度については、令和2年2月に認証・発行を受けたクレジット(157t-CO<sub>2</sub>)の販売に向けて取り組む。

#### ③受託事業等

事業名	受託元	内 容
関西・中部電力鉄塔敷巡視路除草	(株)シーテック等	巡視路等除草
分収林施業転換推進業務	分収林施業転換促進滋賀県協議会	分収造林契約の針広混交林化・分収割合・解約に関する契約変更推進活動等

#### ④長期借入債務の弁済

平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、令和元年度の伐採に基づく収益を滋賀県および兵庫県に弁済する。

### 4. 組織体制の改善

#### ①人材の育成・確保

木材の生産や販売に向けて必要な知識・技術等を習得するための研修等を実施し、人材育成を図る。

### 5. その他経営の改善

#### ①関係者への情報の提供・発信

琵琶湖・淀川の水源涵養やCO<sub>2</sub>吸収等の公社林の公益的機能、森林整備や経営の状況等について、公社ホームページ等を通じ、土地所有者や社員、滋賀県をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民、企業等に対して情報の提供・発信を行う。

また、主要都市で開催される木材の総合展示会等のイベントを通じて、木材生産・販売をはじめ「企業の森」や「J-クレジット」等に関する情報を提供・発信する。

#### ②計画の進行管理

令和元年度の事業計画に対する実施状況等について、経営評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、事業内容や実施方法の改善等とともに次期中

期経営改善計画の策定に取り組む。

### ③関係者への支援要請と連携

保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し支援・協力の要請を行うとともに、森林組合をはじめとした林業事業者等との連携を進める。

## 6. 林業労働力確保支援センター（林業労働力対策事業）

森林整備の担い手である林業労働者の育成、確保に向け、林業事業者に対し雇用管理の改善や事業の合理化を促すとともに、林業の現場を担う技能者の養成に努める。

事業名	受託元	事業内容
林業雇用管理改善事業	全国森林組合連合会	相談指導業務、雇用情報収集・提供、コンサルタントによる相談
林業就業支援講習事業	全国森林組合連合会	林業への円滑な就労促進を図るための林業体験講習の実施
緑の雇用新規就業者育成推進事業	全国森林組合連合会	森林の仕事ガイダンスの開催
緑の雇用担い手対策事業	滋賀県森林組合連合会	林業事業者に対する監督・検査
森林組合人材育成事業	滋賀県	森林組合の森林施業プランナーの資質の向上を目的とした研修等の実施
林業労働力対策事業	—	林業労働力育成協議会の開催、全国支援センターへの参加
林業就業促進資金貸付事業	—	新たに林業に就業する者等に対しての林業就業促進資金の貸付